

東京都港区赤坂八丁目5番28号
クレアホールディングス株式会社
代表取締役社長 黒田 高史

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、委任状または議決権行使書用紙によって議決権を行使することができます。当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしておりますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、本招集通知に同封の「当社委任状による議決権行使のお願い」をご参照のうえ、委任状に必要事項をご記入いただき、議決権行使書用紙とともに返信用封筒にて2021年2月22日(月曜日)午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年2月24日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル(日本都市センター会館内)
3階 コスモスホール I
(末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください)
3. 目的事項
議決事項
【会社提案】
第1号議案 当社と株式会社オンサイトスクリーンとの株式交換契約承認の件
【株主提案】
第2号議案 取締役4名解任の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 定款一部変更の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、議決権を行使することができる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面及び代理権を証明する方法として議決権行使書用紙を2021年2月22日(月曜日)午後6時までに当社にご提出ください。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.crea-hd.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<http://www.crea-hd.co.jp/>

また、議決権の行使は、議決権行使書の郵送による方法もございます。感染予防のため、可能な限りこちらの方法のご活用もご検討ください。

## 株主総会参考書類

本株主総会の議案は、第1号議案は当社の取締役会が提案するものでありますが、第2号議案から第4号議案は、当社株主様であるオリオン1号投資事業有限責任組合(以下「本請求株主様」といいます。)からの株主総会招集請求(以下「本請求」といいます。)においてご提案いただいたものであります。

本株主総会参考書類には、以下の順に記載しております。

- 【①当社取締役会による議案(第1号議案)】
- 【②本請求株主様による議案(第2号議案から第4号議案)】
- 【③第2号議案から第4号議案に対する当社取締役会の意見】

なお、【②本請求株主様による議案(第2号議案から第4号議案)】については、本請求に係る2020年11月24日付け書面(以下「本請求書」といいます。)の記載から、取締役候補者の所有株式数の更新及び一部の形式的な修正を除き、一切の変更を加えずに転記したものであります。

**当社取締役会は、本請求株主様による第2号議案から第4号議案のいずれも「反対」しております。**

当社取締役会の反対の理由の詳細は、【③第2号議案から第4号議案に対する当社取締役会の意見】に記載のとおりであります。

## 【①当社取締役会による議案】

### 第1号議案 当社と株式会社オンサイトスクリーンとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社オンサイトスクリーン(以下「オンサイトスクリーン社」といいます。)は、2021年1月14日の当社取締役会及びオンサイトスクリーン社臨時株主総会において、当社を株式交換完全親会社、オンサイトスクリーン社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施することを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本株式交換の当初の効力発生日は2021年2月4日を予定しておりましたが、本請求株主様による東京地方裁判所への本株式交換の差止めの仮処分命令の申立てに関する仮処分決定がなされたことを受け、効力発生日を2021年3月23日に変更し、本株主総会でのご承認をお願いするものでございます。

#### 1. 株式交換を行う理由

緊急事態宣言が延長されたように、新型コロナウイルスは、依然猛威を振るい、労働環境や生活様式は感染拡大前から一変したままであり、新型コロナウイルスと共存・共生していく「ウィズコロナ時代」がいまだに続いています。その影響は、イベント業界におきましても、軒並み「無観客」もしくは人数制限による実施となり、業界自体の崩壊の危機と新たな企画や手法が求められ模索している状況下において、当社子会社であるクレア株式会社はボクシング選手のPCR検査を実施していた株式会社メタボスクリーン(以下「メタボスクリーン社」といいます。)と株式会社C A V Aプランニング(以下「C A V Aプランニング社」といいます。)を知ることとなりました。

メタボスクリーン社製の感染症検査装置(以下「本装置」といいます。)は、PCR検査を最短20分という短時間で完了させることができ、コンパクトでどこでも設置可能な画期的な検査装置です。その特性から現地(オンサイト)PCR検査の実現が可能です。本装置の総代理店である株式会社オンサイトスクリーンは、アミューズメントやイベント業界を中心とした人脈、ネットワークを有する城戸正一氏が代表取締役、メタボスクリーン社の代表者で本装置の開発者である関澤隆一氏が取締役を務め、PCR検査をイベントに導入し、安心して心から楽しめるイベントの開催のため活動しており、2021年2月11日に世界初の試みといえる「選手、スタッフだけでなく、観客も全員にPCR検査を実施しての有観客開催」である、『ボクシングチャリティイベントLEGEND』を主催として開催いたします。これは、短時間でコンパクトである本装置の現地PCR検査が可能にしたイベントであり、このイベントをきっかけとして、今後の国内のイベントをはじめ、企業や団体に対する高い需要を見込んでおります。

そのため、当社は、終息の見えない新型コロナウイルス感染拡大の防止によって人々の安心できる生活を守る「ゼロコロナ時代」のため、新型コロナウイルスだけに留まらず様々な感染症検査を短時間で可能にする本検査装置の総代理店として、イベントをはじめ企業や団体に対し本検査装置を販売、リース、現地PCR検査を展開するオンサイトスクリーン社は、当社グループの収益拡大に貢献できると判断いたしました。しかしながら、そのためには、オンサイトスクリーン社の経営体制を当社グループの経営資源を適切なタイミングで投入する体制に構築しておく必要があることから、当社グループとの以下の事業シナジーを想定しつつ、同社を当社の完全子会社とすることを検討してまいりました。なお、オンサイトスクリーン社の株主であるC A V Aプランニング

社は、本業が販促物やオフィス用品の企画・制作・販売であることから、メタボスクリーン社との総代理店取引契約の地位をオンサイトスクリーン社に譲渡しており、今後、感染症装置関連事業を行う意思がないこと、並びに、C A V A プランニング社が取引する企業の感染症対策としてオンサイトスクリーン社に顧客を紹介していただく旨を口頭にて確認しております。

こうした事業を展開するオンサイトスクリーン社を当社の子会社とした場合、当社グループのコスメティック事業に、イベントの主催や興行主からの受注拡大により今後の事業規模の拡大が見込まれる同社の新型コロナウイルスを含む感染症検査に係る事業を加え、オンサイトスクリーン社の有する感染症検査に関する知見やアミューズメント、イベント業界等のネットワークを活用し、感染症対策商品やコスメティック商品の販売を拡大することで、コスメティック事業から「メディカル関連事業」に事業領域を拡大し、より安定した経営基盤を構築できるものと判断しました。当該事業は、当社グループのエンターテインメント事業への直接的な影響はもとより、そのネットワークについて除菌、抗菌、抗ウイルスの施工業務や、LEDディスプレイの販売・リース業務を含む広告事業と親和性が高く、また、新たな事業機会の創出につながること等のシナジー効果も期待されます。こうした事業構想をもとに、共に事業を発展させるための連携に向けて両社で協議を重ねました結果、C A V A プランニング社は、当社のコスメティック事業とシナジーを持たせ、P C R 検査を販売すれば収益が上がっていくと判断しており、当社の株式を保有したい意向も有しております。そのため、当社としましては、本総代理店取引契約が今後の需要を鑑みると収益が見込める価値の高い契約であり、現金で譲渡した場合には、当社の財務体質では取得が困難であることから、本総代理店取引契約と城戸氏、関澤氏を当社グループに参画いただく手段として、オンサイトスクリーン社が当社グループに加わり、シナジー効果を発揮させていくことが最善の策であるとの結論に至り、本株式交換による同社の完全子会社化を行うこととなりました。

今後、オンサイトスクリーン社において、本検査装置の販売、リース、現地検査によるメディカル関連事業の拡大を推し進めつつ、当社グループとのシナジーを最大限追求していくとともに、その他の事業分野や経営管理面においても、両社のノウハウ、ネットワークを含む経営資源を融合し、有効的に活用することにより、企業価値の向上を図ってまいります。なお、オンサイトスクリーン社の代表取締役である城戸氏、及び、取締役である関澤氏は、本株式交換後も、現地P C R 検査等を含むメディカル関連事業が中長期的な成長を遂げるために、オンサイトスクリーン社の役員として当社グループに貢献いただく予定であります。

## 2. 株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

## 株式交換契約書

クレアホールディングス株式会社(以下「甲」という。)と株式会社オンサイトスクリーン(以下「乙」という。)とは、2021年1月14日付で、次のとおり合意し、本株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条(本株式交換)

甲および乙は、本契約に定めるところに従い、両者間で株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施し、乙の発行済株式の全部を甲に取得させる。

2. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社:甲

(商号): クレアホールディングス株式会社

(住所): 東京都港区赤坂八丁目5番28号

(2) 株式交換完全子会社:乙

(商号): 株式会社オンサイトスクリーン

(住所): 東京都港区南青山四丁目18番11号

### 第2条(本株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の普通株式1株につき、甲の普通株式819,225株を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前日(以下「基準日」という。)の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の合計数に819,225を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、割当・交付する。

3. 前二項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

### 第3条(甲の資本金および準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 増加する資本金の額 金0円

(2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3) 増加する利益準備金の額 金0円

#### 第4条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2021年2月4日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、これを変更することができる。

#### 第5条(株式交換契約承認株主総会)

乙は、2021年1月14日を開催日として、株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要性がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、開催日を変更することができる。

2.甲は会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要であることが判明した場合には、甲は効力発生日(変更後のものを含む。)の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

#### 第6条(会社財産の管理)

甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、本株式交換にかかる手続を除き、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ甲乙協議し合意する場合に限り、これを行うことができるものとする。

#### 第7条(株式交換条件の変更および本契約の解除等)

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、(1)天災地異その他事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、(2)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、(3)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、それぞれ相手方に通知し、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

#### 第8条(本契約の失効)

本契約は、(1)甲もしくは乙の第5条に定める株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議(但し、甲については第5条第2項但書に該当する場合に限る。)がなされないとき、(2)本株式交換の効力発生のために事前に必要な法令に定める関係官庁もしくは金融商品取引所等の承認の取得その他の手続が完了しないとき、または(3)前条の規定に従って本契約が解除され本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。かかる場合、甲および乙は互いに損害金、損失、費用その他一切の負担(以下、併せて「損害等」と総称する。)に係る賠償を相手方に請求できない(但し、相手方の故意または重過失により損害等が発生した場合を除く。)

#### 第9条(租税公課)

本株式交換について法令上課徴される租税公課がある場合は、各当事者は、その法令上の責任に従って、その負担すべき税金等

を各自支払う責を負う。

#### 第10条(準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

#### 第11条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議のうえ、これを定める。

#### 第12条(合意管轄)

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2021年1月14日

甲:

東京都港区赤坂八丁目5番28号

クレアホールディングス株式会社

代表取締役社長 黒田 高史 ⑩

乙:

東京都港区南青山四丁目18番11号

株式会社オンサイトスクリーン

代表取締役 城戸 正一 ⑩



### 3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

##### ① 対価の総数及び割当てに関する事項

##### (I) 本株式交換に係る割当ての内容

| 会社名            | クレアホールディングス株式会社<br>(株式交換完全親会社) | 株式会社オンサイトスクリーン<br>(株式交換完全子会社) |
|----------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 株式交換に係る割当比率    | 1                              | 819,225                       |
| 株式交換により発行する新株式 | 当社普通株式：49,153,500株             |                               |

#### (注) 1. 本株式交換に係る割当比率

オンサイトスクリーン社の株式1株に対し、当社の株式819,225株を割当て交付いたします。

#### 2. 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

#### (II) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

##### (i) 算定の基礎

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公平性・妥当性を担保するため、当社及びオンサイトスクリーン社から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下「TFA」という)に算定を依頼いたしました。

TFAは、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所市場第二部に上場していることから市場株価平均法を採用し、算定基準日(本株式交換に係る取締役会決議日の前営業日)の株価終値、及び同算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間における株価終値の出来高加重平均を用いて算定しました。

| 採用手法    | 算定結果(円) |
|---------|---------|
| 市場株価平均法 | 77～107  |

また、オンサイトスクリーン社の株式価値の評価については、評価対象会社の収益性及び将来性を反映した評価結果が得られることから、DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法を採用しております。DCF法においては、同社が作成した事業計画（財務予測）に基づき算出した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しており、割引率は19.584%を採用しております。なお、算定の前提とした同事業計画において、1年目である2021年5月期の営業利益51百万円、2年目である2022年5月期の営業利益603百万円、3年目である2023年5月期の営業利益2,140百万円を（2020年5月期の実績はなし）と大幅な増益を見込んでおります。これは、オンサイトスクリーン社の親会社である株式会社C A V A プランニングが2020年12月20日開催のボクシングの国内大会である「第77回東日本新人王決勝戦」において、PCR検査を行った実績が評価されており、2021年1月からはオンサイトスクリーン社が新型コロナウイルスだけに留まらず様々な感染症検査を短時間で可能にする本検査装置の総代理店として、イベントをはじめ企業や団体に対し本検査装置を販売、リース、現地検査を展開するにあたり、すでに興行を行う団体や企業からの引き合い等の需要予測を事業計画に反映しているものです。

具体的には、感染症検査装置の販売事業、感染症検査装置のレンタル事業、現地感染症検査事業、イベント事業について、以下の係数にて計画されております。

#### ①感染症検査装置の販売事業

感染症検査装置の販売については、2021年5月期で10台（月平均3.3台）、2022年5月期で約46台（月平均3.8台）、2023年5月期で13台（月平均1.1台）となっており、2021年5月期は売上高42百万円、売上総利益6百万円、2022年5月期は売上高308百万円、売上総利益127百万円、2023年5月期は売上高270百万円、売上総利益135百万円となっております。

#### ②感染症検査装置のレンタル事業

2021年5月期で累計5台、2022年5月期で累計148台（月増加平均12.3台、期間延長による継続台数を含む）、2023年5月期で累計376台（月増加平均31.3台、期間延長70%を含む）となっており、2021年5月期の売上高6百万円、売上総利益3百万円、2022年5月期の売上高514百万円、売上総利益355百万円、2023年5月期の売上高2,451百万円、売上総利益1,885百万円となっております。

#### ③現地感染症検査事業

2021年5月期に現地検査による累計稼働台数19台で約2,736人の検査、2022年5月期に現地検査による累計稼働台数139台で約20,016名の検査、2023年5月期に現地検査による累計稼働台数100台で約14,400名の検査を見込んでおり、2021年5月期の売上高19百万円、売上総利益13百万円、2022年5月期の売上高203百万円、売上総利益135百万円、2023年5月期の売上高142百万円、売上総利益123百万円となっております。

#### ④イベント事業

イベント事業については、2021年5月期で約2,000名のイベントに対する検査を1件、2022年5月期で約2,000名のイベントに対する検査を3件、2023年5月期に2,000名のイベントに対する検査を3件受注する計画であり、2021年5月期は売上高106百万円、売上総利益36百万円、2022年5月期は売上高346百万円、売上総利益111百万円、2023年5月期は売上高334百万円、売上総利益109百万円となっております。

| 採用手法 | 1株あたり算定結果（円）            |
|------|-------------------------|
| DCF法 | 64,145,406 ～ 78,399,941 |

上記方式において算定されたオンサイトスクリーン社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

| 採用手法    |             | 株式交換比率の算定結果               |
|---------|-------------|---------------------------|
| 当社      | オンサイトスクリーン社 | 599,489.78 ~ 1,018,181.05 |
| 市場株価平均法 | DCF法        |                           |

なお、T F Aは、株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。

加えて、オンサイトスクリーン社の財務予測については同社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。T F Aの株式交換比率の分析は、2021年1月14日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

#### (ii) 算定の経緯

提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記「(I)本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、T F Aが算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内のため妥当である、との判断に至り合意いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

#### (iii) 算定機関との関係

算定機関であるT F Aは、当社及びオンサイトスクリーン社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### ②株式交換により増加する当社の資本金及び準備金等の額に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

増加する資本金の額 金0円

増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

増加する利益準備金の額 金0円

### (2) 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) オンサイトスクリーン社の最終事業年度に係る計算書類等

オンサイトスクリーン社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://crea-hd.co.jp/data/onsite.pdf>) に掲載しております。

(4) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

① 当社

(子会社株式の譲渡)

当社は、2020年11月19日付で、当社の連結子会社であるアルトルイズム株式会社の株式全てを、MBO (マネジメント・バイ・アウト) の方式により、同社の代表取締役である橋本弘氏に譲渡いたしました。

その概要は、以下のとおりです。

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| (1) 譲渡の対象会社 | アルトルイズム株式会社       |
| (2) 譲渡の相手先  | 橋本 弘 (対象会社の代表取締役) |
| (3) 譲渡価額    | 147百万円            |
| (4) 譲渡実行日   | 2020年11月19日       |

(注) 譲渡価額については、第三者評価会社による株式価値算定結果を踏まえ、株式譲渡相手先との交渉により決定しており、公正な価額であると認識しております。

② オンサイトスクリーン社

(事業資金の借入)

オンサイトスクリーン社は、当社より事業資金として2020年12月28日付けで50百万円、2021年1月27日付けで50百万円の借入を行いました。

## 【②本請求株主様による議案】

### <株主総会招集の理由>

早期に当社の業績回復の実現を達成し、さらなる社会貢献を実現し同時に企業価値を向上させることが株主の皆様利益に繋がるものと考え、下記の議案を早急に付議すべく、臨時株主総会の開催を請求致します。

### 第2号議案 取締役4名解任の件

#### 1. 提案の内容

以下の取締役らの解任を提案する。

- ① 代表取締役社長 黒田 高史
- ② 取締役 松井 浩文
- ③ 取締役 岩崎 智彦
- ④ 社外取締役 海東 時男

#### 2. 提案の理由

取締役黒田高史、同松井浩文、同岩崎智彦及び同海東時男は、当社の業績が連続赤字の状態にあるにも拘らず、具体的な業績回復策を講じず、請求人が提案した「中小企業ホールディングスプロジェクト」に反対し、また、令和2年11月20日に開催予定であった臨時株主総会を違法に中止したため、同人らの取締役からの解任を提案致します。

### 第3号議案 取締役4名選任の件

#### 1. 提案の内容

取締役候補者は、以下のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴及び他の会社の代表状況並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                | 所有株式数<br>(間接保有) |
|-------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1     | おかもと たけし<br>岡本 武之<br>(昭和44年5月2日) | <p>&lt;略歴&gt;</p> <p>平成5年4月 日興証券株式会社 入社</p> <p>平成12年2月 イー・トレード証券(現SBI証券)株式会社 入社</p> <p>平成16年6月 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 入社</p> <p>平成19年8月 自動車買取事業設立準備株式会社(現セノーテキャピタル株式会社) 設立 代表取締役(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;</p> <p>セノーテキャピタル株式会社 代表取締役</p> | 3,911,796株      |

|   |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                      |          |
|---|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 2 | まえだ おさむ<br>前田 修<br>(昭和52年6月25日)    | <p>&lt;略歴&gt;<br/>平成16年10月 有限会社ZAI-CONCEPT設立<br/>平成23年1月 株式会社ジールコスメティックス設立 代表取締役(現任)<br/>令和元年5月 アポプラスヘルスケア株式会社設立 代表取締役(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>株式会社ジールコスメティックス 代表取締役<br/>アポプラスヘルスケア株式会社 代表取締役</p>                                                            | 300,000株 |
| 3 | さいとう まさひろ<br>齋藤 雅彦<br>(昭和36年4月25日) | <p>&lt;略歴&gt;<br/>昭和59年4月 明星食品株式会社 入社<br/>平成2年7月 福島明星株式会社 入社<br/>平成9年11月 福島明星株式会社 代表取締役(現任)<br/>平成12年10月 明星外食事業株式会社 代表取締役<br/>平成15年12月 明星食品株式会社 取締役</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>福島明星株式会社 代表取締役</p>                                                                   | 929,800株 |
| 4 | ほしの かずや<br>星野 和也<br>(昭和55年12月5日)   | <p>&lt;略歴&gt;<br/>平成19年5月 セブンスター貿易株式会社設立 代表取締役(現任)<br/>平成23年2月 eight loop株式会社設立 取締役(現任)<br/>平成28年3月 株式会社ランニング設立 代表取締役(現任)<br/>令和元年6月 医療法人柏木会 専務理事(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>セブンスター貿易株式会社 代表取締役<br/>eight loop株式会社 取締役<br/>株式会社ランニング 代表取締役<br/>医療法人柏木会 専務理事</p> | 300,000株 |

(注) 1. 各候補者は、いずれも新任の候補者であります。

- 候補者番号1番の岡本武之氏は、当社の大株主であるオリオン1号投資事業有限責任組合の出資者であり、また同組合の無限責任組合員であるセノテキャピタル株式会社代表取締役であります。
- 候補者番号2番の前田修氏は、株式会社ジールコスメティックス代表取締役ですが、当社子会社であるクレア株式会社が、株式会社ジールコスメティックスとの売買基本契約に基づき同社が開発したダチョウ抗体配合スプレー等の製品を販売しています。
- 各取締役候補者の所有株式数は、2020年12月31日現在の数を記載しております。
- 各取締役候補者の選任理由について
  - 岡本武之氏は、経済及び株式市場に関する多角的な知見を活かし、これまで複数の企業に対して企業価値向上に向けたアドバイスを提供してきた実績を有します。また、この度当社の新たな施策として提案する「中小企業ホールディングス」の発案者であり、当該施策の実現に向けて不可欠であることから取締役候補者となりました。
  - 前田修氏は、ダチョウ抗体配合商品を開発・製造する株式会社ジールコスメティックスの代表取締役であり、その知識、経験、商品開発ノウハウ等は当社の今後の取り組みに大いなる貢献が期待できます。また、当社子会社であるクレア株式会社は株式会社ジールコスメティックスが開発したダチョウ抗体配合スプレー等を販売していますが、同製品は新型コロナ対策商品としてメディアの注目を集めており、株式会社ジールコスメティックスと当社グループとの関係性を強化することで当社グループにおける新型コロナ関連事業の拡大が見込めることから取締役候補者となりました。
  - 齋藤雅彦氏は、福島明星株式会社の代表取締役であり外食事業や食品製造等に精通し、また明星食品元取締役、明星外食事業株式会社元代表取締役の経験を有し、その実績・識見は、経営陣の体制強化に必要と判断し取締役候補者となりました。
  - 星野和也氏は、セブンスター貿易株式会社の代表取締役であり、中国、香港、台湾、ベトナム等のビジネスにおいて幅広い経験を有していることから、当社取扱商品の海外販路開拓等での貢献が期待できると考え取締役候補者となりました。

## 2. 提案の理由

取締役候補者の選任については、「中小企業ホールディングスプロジェクト」の実現と当社の業績回復の二つを同時に達成させるために必要な人員を取締役として招聘することで、当社の着実な業績回復の可能性が飛躍的に高まると考えられることから、ご提案するものです。全候補者が、「中小企業ホールディングスプロジェクト」による社会貢献の実現を願い、取締役候補者になることを承諾しております。また、足元の業績回復策の一つとして本請求に係る議案が可決された場合には、前田修氏は当社グループ会社と株式会社ジールコスメティックスによる新商品の開発・販売等に意欲的に取り組む意向を有しており、当社の業績回復のための強力なパートナーシップが構築できると考えております。

## 第4号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                  | 変 更 案                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当社は、クレアホールディングス株式会社と称し、英文では <u>CREA HOLDINGS,Inc.</u> と表示する。 | (商号)<br>第1条 当社は、 <u>中小企業ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>Small and medium sized Enterprises Holdings,Inc.</u> と表示する。 |

### 2. 提案の理由

ここ数年、当社の業績は連続赤字の状態にある中、現在新型コロナ対策商品の販売等で社会貢献すると同時に業績拡大を図っている状況ですが、現在の当社には足元の業績回復策と持続性のある企業価値向上策の二つが必要不可欠であると考えます。よって、足元の業績回復策として株式会社ジールコスメティックスとの関係強化を提案致します。また、持続性のある企業価値向上策として、そして同時に新たな社会貢献を実現するべく「中小企業ホールディングスプロジェクト」を当社における新たな成長の主軸とすることをご提案致します。

日本は先進国の中でも中小企業の数が多くその割合も高いと言われていています。中でも戦後の第一次ベビーブームによる団塊の世代の経営者が多く、その多くが抱える後継者不足等の事業継承の問題は社会問題の一つとなっており、団塊の世代が70歳を超えてきている中でこの度の新型コロナウイルス感染拡大に起因する日本経済や国民生活への打撃により、中小企業はさらなる窮地に立たされています。このような状況の下で、後継者問題を抱える企業だけでなくポテンシャルや意欲があっても戦うことが出来ずにいる多くの中小企業を当社グループの一員として迎え入れ、株式交換を中心とした手法を活用しホールディングスの下に意欲ある中小企業が結集しグループ全体での協力体制を構築することで、単なる事業売却のM&Aではなく、資金や人材の効率的な運用、事業シナジーの活用、間接部門の効率化等、多くのメリットを生み出すことが可能となり、資金調達力、人材、ビジネスネットワーク、株式の流動性等、中小企業が抱える様々な問題の解決策となり得ると考えます。また同時に、グループ傘下に複数の魅力

的な中小企業が加わることで、当社グループとして事業規模及び収益拡大に繋がり持続性のある企業価値向上を実現することができます。今こそ、日本の中小企業が力を取り戻すための一助となるべく、できる限り多くの中小企業をグループに迎え入れ、共に戦い、共に成長していくことを目指すべきと考え「中小企業ホールディングスプロジェクト」をここに提案致します。

上記の取り組みをより分かり易いものとするために、この機会に当社の社名を「中小企業ホールディングス株式会社」と改めることを提案致します。



### 【③第2号議案から第4号議案に対する当社取締役会の意見】

**当社取締役会は、以下の理由から、第2号議案から第4号議案のいずれに対しても「反対」します。**

本請求株主様であるオリオン1号投資事業有限責任組合(以下「オリオン」といいます。)の当社株式の保有方針は「純投資」であります。当社が第三者割当増資の割当先としてオリオンを選定した理由は、オリオンが株式会社の発行する株式等有価証券の取得及び保有を目的とした純投資を行っているファンドでありそれ以外の目的がないこと、オリオンの当社株式の保有方針とも純投資であり当社の経営に参加、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことをオリオンの無限責任組合員の代表者である岡本武之氏(以下「岡本氏」といいます。)が当社に対し表明し約したためでありました。

にもかかわらず、当社は、オリオンから全経営陣4名の解任、岡本氏自身を含む4名の役員選任議案と岡本氏の提案事業を冠とする商号変更議案を決議するための本請求を受けました。

当社は、本請求書に本提案の理由として既存事業の改善や新規事業による売上げ向上の見込みが記載されており、これらの内容が合理性を有するのであれば、本提案は当社の企業価値・株主価値の向上に有益といえることから、まずは、本提案の基礎となる事業計画を検証するため、オリオンに対し、具体的な資料の提出を繰り返し求めてまいりました。また、当社は、本提案に係る各取締役候補者と面談をするとともにその属性に関する調査を実施してまいりました。

しかしながら、岡本氏から、本提案の理由として記載された売上げ向上の見込みは、単なる「イメージ」であって、その根拠となるような事業計画は存在せず、具体的な資料を提出することはできないとの回答があり、結局、数値計画や具体的な根拠等は示されることはありませんでした。

さらに、岡本氏が当社とアドバイザー・サービス委託契約を締結し、当社に紹介したメディアレップ事業やジールコスメティックス製品の販売事業について、両事業とも当社に提示した事業計画を実績が大きく下回っている現状に加え、結果、当社は、岡本氏が当社株式を譲渡した株式会社ジールコスメティックスの商品を1万本発注し、岡本氏が当社株式を譲渡した株式会社フォーシーズンで商品を保管し、販売開始した当日に臨時株主総会の招集に向けた手続として申し込まれた個別株主通知をオリオンから受けることとなりました。その上、「当初ジール社をクレアHDに紹介した時点では株主提案を行う予定はありませんでしたが、ジール社とクレア株式会社で売買基本契約等を順次締結してもクレアHDの現経営陣に販路拡大への具体的な行動がなかったため、結果として販路についても弊社側で紹介しなければならぬ状況となりました。」という本請求の理由及び経緯が、事実と反して岡本氏の主張を正当化するためのものであるかをご理解いただけることと思います。

意図的であるなしについての言及は控えますが、本請求の前日までは販売すると言って当社に商品を購入させた上で、その後、前言を翻し、当社の経営権を奪取するまでは販売しない、販売するために経営権を奪取するのだと言い始めたことに対しては、当社は強い不信感を抱かざるを得ませんでした。

これら経緯、検討を踏まえ、当社の取締役会は、以下のとおり判断しました。  
本提案に係る新規事業である「中小企業ホールディングス事業」については、あくまでも「イメージ」の域を出るものではなく、岡本

氏を含めた本提案に係る取締役候補者がこれを具体化して遂行することができるか否かは不明であり、当該新規事業の実現性は疑問といわざるを得ないと考えております。

さらに、既存事業の「株式会社ジールコスメティックス製品の販売事業」の改善についても、取引先の代表取締役が本提案に係る取締役候補者であることから、本提案が可決されてしまうと、当社は、かえって、構造的な利益相反問題を抱えてしまうこととなります。にもかかわらず、オリオンは、何ら、株式会社ジールコスメティックスとの資本提携や事業拡大等についての具体的な計画を示そうとせず、「イメージ」の域を出ないと述べていることから、岡本氏を含めた本提案に係る取締役候補者がこれを具体化して遂行することができるか否かは不明であり、当該既存事業の改善についても、その実現性は疑問といわざるを得ないと考えております。また、かつて岡本氏より当社が提案の受けた「株式会社ジールコスメティックス製品の販売事業」について岡本氏が述べていた当初の業績見込みは、月間販売数2,000本(当社年間売上試算115百万円)でしたが、2020年7月から同12月までの6ヶ月間の販売数353本、売上2.6百万円と、当該事業の実績との間には大きな乖離が生じております。

当社は、PCR検査の事業を主軸とする株式会社オンサイトスクリーンを完全子会社化することを提案しておりますが、株式会社オンサイトスクリーンの業績見込みは、2021年5月期売上1.7億円(営業利益0.5億円)、2022年度15.1億円(営業利益6.0億円)、2023年度34.3億円(営業利益21.4億円)であり、当社グループの主軸となる事業として、このコロナ禍によって制限、抑圧された経済や社会生活を回復させることに貢献できる事業であると期待しています。

以上からするならば、本提案は当社の企業価値・株主価値の向上に無益であるばかりか、本提案に当社取締役会が賛成することにより、かえって、証券資本市場に誤ったメッセージを発信することになりかねず、有害とすらいえると当社は考えます。

したがって、当社取締役会は、上記のとおり、本請求株主様による本提案(本株主総会の第2号議案から第4号議案)に反対します。

当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、当社委任状により、**第2号議案から第4号議案のいずれも「反対」**の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# (株主総会 会場ご案内図)



**会場**  
 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
 都市センターホテル（日本都市センター会館内）  
 3階 コスモスホール I  
 電話 (03) 3265-8211

**交通**  
**【東京メトロ】**  
 麹町駅(有楽町線) 1番出口より徒歩約4分  
 永田町駅(有楽町線・半蔵門線) 5番出口より徒歩約4分  
 永田町駅(南北線) 9b番出口より徒歩約3分  
 赤坂見附駅(丸ノ内線・銀座線) D出口より徒歩約8分